



TEL:0776-22-2903(総務課) TEL:0776-22-7363(電材課)

FAX:0776-23-1250(総務課) FAX:0776-22-7262(電材課) E-MAIL:info@fkidenko.or.jp

『認定電気工事従事者認定講習』について(ご案内)

第二種電気工事士または、電気主任技術者の資格を持っている方が、さらに認定電気工事従事者認定証を取得すると、自家用電気工作物(最大電力500KW未満の需要設備)の電気工事のうち600V以下の電気工事(簡易電気工事)を行うことができます。

1. 受講資格 (1)第二種電気工事士免状取得者 (2)電気主任技術者免状取得者

注)以下の方は、認定講習を受講しなくても認定電気工事従事者認定証の交付を受ける事ができます。

- ①第一種電気工事試験合格者
- ②第二種電気工事免状を取得後、電気に関する工事の実務経験が3年以上ある方
- ③電気主任技術者免状取得後、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務経験が3年以上ある方

2. 講習月日 講習会場により異なります。

3. 講習会場 金沢市、名古屋市、大阪市、他

4. 受講料 12,500円 (所定の振込用紙により納付して下さい)

5. 申込受付期間 令和3年4月5日(月)～令和3年4月23日(金)

6. 申込書提出先

- ・講習会場により異なりますので申込書に同封の「講習会場一覧表」にてご確認をお願いします。
- ・インターネットによる申し込み
一般財団法人 電気工事技術講習センターのホームページから直接申込みができます。

【WEB 申込み受付期間 4月5日(月)～4月23日(金)】

<http://www.eei.or.jp/approval>

7. 講習科目と講習時間

午前10時～午後5時(講習会場の都合により講習時間を変更することがあります。)

【科目】	【講習時間】
第1編 配線器具並びに電気工事用の材料及び工具	1時間30分
第2編 電気工事の施工方法	1時間30分
第3編 自家用電気工作物の検査方法	2時間
第4編 自家用電気工作物の保安に関する法令	1時間

(担当:長谷川・竹内)